

## 2年後に有効期限を迎える商品類型の延長措置について

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

2013年2月までに有効期限を迎える商品類型の見直し方針について、ガイドラインに従って昨年10月に一般より意見募集を行いました。事務局案に対し特段の意見は寄せられませんでした。従って、当初案通り、表1のように有効期限を延長することにしました。

なお、表1の有効期限の延長を行った後においても、必要に応じて軽微な改定を行うものとします。

表1. 有効期限延長を行う商品類型の一覧

| 類型番号 | 商品類型名                          | 公募時の案<br><参考>    | 延長後の有効期限            | 備考  |
|------|--------------------------------|------------------|---------------------|---|
| 101  | かばん・スーツケース<br>Version1         | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年8月31日)  |   |
| 117  | 複写機 Version2                   | 有効期限延長<br>(2年延長) | 同左<br>(2014年4月30日)  | 海外の環境ラベルとの相互認証の実施とブルーエンジェル等の見直しの動向を確認する必要があるため、2年間の有効期限延長とした。 |
| 120  | 紙製の印刷物 Version2                | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年8月31日)  |   |
| 121  | リターナブル容器・包装資材<br>Version2      | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年6月30日)  |   |
| 122  | プリンタ Version2                  | 有効期限延長<br>(2年延長) | 同左<br>(2014年4月30日)  | 海外の環境ラベルとの相互認証の実施とブルーエンジェル等の見直しの動向を確認する必要があるため、2年間の有効期限延長とした。 |
| 123  | 建築製品(内装工事関係用<br>資材)Version2    | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年12月31日) |   |
| 124  | ガラス製品 Version2                 | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年4月30日)  |   |
| 126  | 塗料 Version2                    | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年4月30日)  |   |
| 137  | 建築製品(外装・外構工事<br>関係用資材)Version1 | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年12月31日) |   |
| 138  | 建築製品(材料系の資<br>材)Version1       | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年12月31日) |   |
| 139  | 建築製品(設備)Version1               | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年12月31日) |   |
| 140  | 詰め替え容器・省資源型の<br>容器 Version1    | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年6月30日)  |   |
| 141  | 生分解性プラスチック製<br>品 Version1      | 有効期限延長<br>(5年延長) | 同左<br>(2017年6月30日)  |   |

また、以下の商品類型については、有効期限を5ヶ月間延長することとします。

表2. その他の有効期限の延長について

| 類型番号 | 商品類型名        | 現在の有効期限     | 延長後の有効期限   | 備考   |
|------|--------------|-------------|------------|--|
| 127  | 消火器 Version1 | 2010年10月31日 | 2011年3月31日 | No.127「消火器 Version2」が2010年4月1日付けで制定する。認定事業者がVersion2で再審査を受ける期間を確保するため、有効期限を5ヶ月間延長する。 |

以上